

令和三年（ワ）第4■1号 損害賠償請求事件

原告 愛犬の飼い主

被告 ペラブアペットケルヌツケことメリユミ デウセコ

代表者名 メリユミ デウセコ （院長）

準備書面（3）

令和四年5月13日

スゼアキ地方裁判所ネミデ支部民事部1B係御中

原告 愛犬の飼い主 印

5月2日付被告準備書面（1）を踏まえ、以下のとおり述べる。

第1 主張整理の2 要件事実の欠如に対する反論

（1）本件訴訟においては原告準備書面（1）の（4）請求原因関連の事実、整理にあるように多数の損害が存在するが、不法行為、債務不履行等についての立証はすでに訴状、準備書面（1）、（2）にて行っている。

むしろ本件病院通院中に関するラエンネック使用の根拠や当時の病状の説明は被告に説明責任がある。しかしミセヂ タマカ、アアケバ ヒレメリは病気の説明、診断（病名、病状、予後の説明）すらしてくれなかった。被告はラエンネック使用の根拠、効能、安全性と危険性の説明、他の選択可能な治療方法の紹介を本件犬の飼い主である原告にすべきであるが未だに為されていない。被告は自己に故意、過失がなかったことを立証することを怠っている。

(2) ラエンネック投与後肝機能がさらに悪化し全身状況が悪化したこと、薬と症状悪化の因果関係を原告は十分立証している。

債務不履行（民法第415条）については飼い主はペットが悪化した事実を立証すればよいので十分立証した。インフォームドコンセントがなかったことについての債務不履行も主張立証してある。

(3) 暴言や故意にみだりに痛めつける方法での注射の不法行為についても十分立証してあるし本件病院ミセヂ タマカは謝罪し、それを認めている。

また過去に本件犬に対し同じような被害を与えたけみな動物病院等の獣医師と本件病院が繋がりがあること〔被告答弁書2頁、原告準備書面(2)4頁〕でも立証されている。

(4) 捜査機関の発言〔原告準備書面(2)10頁〕でも不法行為の存在は立証されている。

(5) 転院先の医師に陳述書を依頼したが病院同士の争いになるので拒否されたことは事実である。当時担当のB病院担当医自身は一度は陳述書を書いてもいいと言ってくれたが、後日拒否したので院長が止めたのだと思料する。

(6) 専門的知見に裏付けられた立証活動が必須とあるが〔被告準備書面(1)1頁〕、肝数値検査データの推移、レントゲン、エコー写真を見ればラエンネックによる悪化であることは明らかである。

ラエンネックは肝組織を修復し、肝数値を下げる目的で使用されるものであるが、一方で肝数値上昇や肝機能障害、ショックといった望ましくない作

用、副作用が現れる可能性があるジレンマのある薬である。

本件犬にその望ましくない作用が現れそれにより全身状況が悪化したのである。本件病院の治療の中では毎回肝数値の上昇はないかを確認するために血液検査が行われていたがこのラエンネック投与により急上昇してしまっている、所謂投薬ミスである。

- ・ 投与後肝数値が極度に上昇したこと（ラエンネックの但し書きに記載、投与後肝数値上昇の副作用がある場合があること）
- ・ 胆嚢内に現れた浮遊物の出現（胆泥症＝肝臓の働きが悪くなると胆嚢内に正常な胆汁でない胆泥が出現し胆管を詰まらせ死に至らせる原因になる）
- ・ 過剰な投与量（転院先の医師による説明で少量ならば効能があったのかもしれないが体重比で量があまりに多すぎた）
- ・ 転院先の医師による説明（薬にウイルスなどが混入された可能性、量が多い、やるなら細粒で試すべきで注射は危険、本件犬は注射自体が無理である、著名な医師が使用したことがない薬であること）
- ・ アンプルから注射器に移し入れ投与する際に何か菌やウイルスが混入した可能性。
- ・ 肝機能障害の患者には投与禁止の薬なのに投与されたこと。（ラエンネックの但し書きに記載）
- ・ ラエンネックの危険性を訴える多数の医師の存在。（プラセンタ薬自体が眉唾物で危険性があり米国では使用を禁止されていること）
- ・ B型ウイルス混入歴がある危険な薬であること。（投与直後の増田の発言、仕草から本件犬に投与されたものがその可能性がある）
- ・ ラエンネックはエビデンスのない薬であること。（効能と副作用が分からない

い薬である、医師の発言)

- ・ 飼い主に無説明無断で投与したこと。
- ・ 投与前後の本件犬の比較動画。
- ・ ラエンネックを扱う動物病院自体が非常に少なく、犬の症例も少ないこと。
- ・ ラエンネック使用の動物病院複数に意見を求めたが、必ず説明をし飼い主の同意を得て投与していると言っているというが、本件病院はそれを怠り飼い主の自己決定権を侵害したこと。
- ・ 人間への投与において副作用被害が頻発していること。
- ・ ラエンネックの使用は人用の薬であり平均的獣医師が現に行っている医療慣行とは異なること。

と原告準備書面（１）の（４）請求原因関連の事実、整理にあることの中の一部の点であるが、投与後本件犬が悪化したことや被告が適切な判断をせず禁止事項を破ったこと、不法行為を冒したことは十分立証できている。

第２ その他の事項主張の１ 乙２についてに対する反論

（１）当該ツイッターアカウントが原告が管理したアカウントであるということの立証は被告により全く為されていない。投稿内容が原告が主張する事柄とほぼ同一であるからと言ってツイッターアカウントが原告のものであることとの立証とはならない。

原告が以前被告宛に送付した内容証明郵便や、訴状、原告準備書面（１）の内容を模し、被告側が書証を称してツイッターのスクリーンショットのよう

(5) ツイッターのアカウント凍結は3段階の段階を踏んで凍結されることになっている。ルール違反を冒したならば、まずアカウント所有者に対して警告があるはずである、そしてその後も違反するようならば本凍結、そして永久凍結となるが、警告すらメール等で連絡はない。もっとも原告はこの件に関して不知なのでアカウントを登録する際のメールアドレスすら存在しないことだし、存在しないアカウントは誰にも所有することはできない。

(6) ツイッターアカウントが凍結される原因は下記の5つのいずれかである

1. 年齢制限に抵触する誕生日を設定したアカウント
2. スпам行為を行っているアカウント
3. セキュリティが危険な状態にあると判断されたアカウント
4. ユーザーに対し攻撃的なツイートを行っているアカウント
5. 選挙等や、新型コロナウイルスに関してデマ情報を発信しているアカウント

以上5点が凍結理由であり、乙2、乙5書証のような内容は4. ユーザーに対し攻撃的なツイートを行っているアカウントにも該当せず、ツイッターユーザーではない部外者への誹謗中傷はツイッター・インク自身が判断する凍結対象とはなっておらず、投稿削除したい者がツイッター・インクに対して裁判を提起し裁判所が認めない限り投稿削除に応じることはないがその裁判が行われた根拠がない。

尚、ツイッターを買収したイーロンマスクは言論の自由を強調し、永久凍結は慎重にと言っている。

